

金融商品取引法における四半期報告制度の導入等に伴う上場制度の整備について

平成20年 2月27日

証券会員制法人 福岡証券取引所

I 趣旨

平成20年4月より、「証券取引法等の一部を改正する法律」（「金融商品取引法」（以下「金商法」という。）を含む。）（平成18年法律第65号）及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第66号）の施行に伴い、四半期報告制度及び内部統制報告制度が導入されることなどに伴い、上場制度について所要の整備を行うこととします。

さらに、上場規則の実効性確保に係る対応として、上場廃止基準に抵触しない程度の重大な上場規則違反が認められた上場会社の継続管理をより充実させる観点から、本則市場及びQ-Boardとは市場表示を分離した「特設注意市場」を新設するとともに、投資者へ上場銘柄の状況を分かりやすく周知する観点から、現行の「監理ポスト」等の呼称を見直すなどの対応を図ります。

加えて、平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の進め方の中で第一段階として掲げた事項について対応を図ることとするなど、所要の改正を行うこととします。

II 概要

項 目	内 容	備 考
1. 金商法における四半期報告制度の導入に伴う対応		<p>※「中間期」の概念を「四半期」の概念で置き換える（例えば、半期報告書を四半期報告書に、中間財務諸表等（銀行業・保険業などの特定事業会社に係るものを除く。）を四半期財務諸表等に置き換える。）ような形で上場制度を整備するものです。</p> <p>・平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。</p>
(1) 「有価証券報告書等」の定義の見直し	<p>・上場制度上の「有価証券報告書等」の定義（株券上場審査基準第4条第1項第7号a）に、四半期報告書を含めることとします。</p>	<p>※例えば、新規上場や上場廃止の審査対象としている「虚偽記載」（株券上場審査基準第4条第1項第7号a及び第6条第1項第5号c並びに株券上場廃止基準第2条第11号a）の範囲として、従来の半</p>

項 目	内 容	備 考
(2) 新規上場申請者の提出書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・新規上場申請者は「新規上場申請のための四半期報告書」(当該書類に添付すべき四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書を含む。)を提出することとします。 	<p>期報告書に代えて四半期報告書が含まれることとなります。</p> <p>※従来提出していた「上場申請のための半期報告書」(有価証券上場規程第3条第6項第1号)、「四半期財務・業績の概況を記載した書類」(同第3号)に代わるものです。</p>
(3) 適時開示の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社は以下に該当する場合、直ちにその内容を開示することとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 四半期財務諸表等に継続企業的前提に関する事項を注記することを決定した場合 b 四半期末日において保有する有価証券に含み損が発生している場合 	<p>※現行、半期報告書について同様の適時開示(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a g及び第2号q)を求めています。</p> <p>※現行、上場会社に求めている四半期財務・業績の概況(四半期決算短信)の開示は、四半期報告制度導入後においても求めることとします。</p>
(4) 四半期財務諸表等への否定的結論等に対する取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書における否定的結論や結論の不表明に対する上場制度上の取扱いは、現行の監査報告書における取扱いと同様とします。 	<p>※現行、監査報告書における不適正意見や意見の不表明についてはその影響が重大である場合に上場廃止(株券上場廃止基準第2条第11号b)となります。</p>
(5) 提出遅延への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書等(これらに添付すべき監査報告書を含む。以下同じ。)が、原則として、法定期限までに内閣総理大臣等に提出されなかった場合又は提出できる見込みのない旨の開示を当該法的期限までに行っている場合には、上場廃止のおそれがあるものとして取り扱うこととします。 	<p>※現行、法定期限から8日を経過した時点を基準に上場廃止のおそれがあるかどうかを判断しておりますが、現在の実務では迅速な提出状況の確認が可能であることから見直すものです。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(6) Q - B o a r d 上場会社の四半期 レビュー手続に係 る規定の廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券報告書等を法的期限経過後 1 か月以内に内閣総理大臣等の提出しなかった場合に上場廃止とする規定について、本所が別に定める場合については当該期間を 3 か月に延長することとします。 ・ 四半期報告書（四半期レビュー報告書を含む。）の提出遅延に対する上場制度上の取扱いは、有価証券報告書等における取扱いと同様とします。 ・ Q - B o a r d 上場会社が四半期財務・業績の概況を開示する際の四半期財務諸表等について実施している、本所が定める「四半期財務諸表等に対する意見表明に係る基準」に基づく公認会計士等による意見表明のための手続に係る規定を廃止します。 	<ul style="list-style-type: none"> ※現行は、特段の例外規定を設けておりません。 ・「本所が別に定める場合」とは、天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合をいうものとします。 ・提出初年度における監理ポスト及び整理ポストへの割当てについては、実務の状況を勘案して、現行の割当てに係る期限からそれぞれ 1 5 日延長して適用することとします。 ※金商法において四半期財務諸表等について公認会計士等による監査証明を義務付ける規定等が整備されることに伴い対応するものです。
<p>2. 金商法における内 部統制報告制度の導 入に伴う対応</p> <p>(1) 新規上場申請に おける提出書類の 見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内の金融商品取引所に上場していない会社については、新規上場申請時に、内部統制報告書及び内部統制監査報告書並びに当該報告書に準じた書類の提出を求めないこととします。ただし、新規上場申請者の発行する株券等が国内の他の金融商品取引所に上場している場合には、新規上場申請時に、内部統制報告書及び内部統制監査報告書を提出することとし、当該書類において、経営者が評価結果を表明できない場合又は監査人が意見の表明をしない場合は、 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 2 0 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用します。 ・市場変更審査の中でも同様の対応を図ることとします。

項 目	内 容	備 考
(2) 適時開示の取扱い	<p>申請不受理事由とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は以下に該当する場合、直ちにその内容を開示することとします。 <ul style="list-style-type: none"> a 内部統制報告書において、「重要な欠陥」又は「評価不実施」の記載を行うことを決定した場合 b 内部統制監査報告書において、「不適正意見」又は「意見不表明」の記載が行われた場合 	<p>※上場会社が内部統制報告書及び内部統制監査報告書を提出する際に広く周知し、財務報告に係る内部統制の継続的な改善努力を促すことを目的として対応するものです。</p> <p>※内部統制報告書における「重要な欠陥」が、財務諸表の虚偽記載に直接結びつくものではないことを踏まえ、内部統制報告書及び内部統制監査報告書の記載内容をもって、直ちに上場廃止審査の対象にはしないこととします。</p>
3. 金商法における有価証券報告書等の記載内容に係る確認書の提出義務化に伴う対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社に対する有価証券報告書等の適正性に関する確認書の提出に関する規定を廃止します。 	<p>※金商法において、有価証券報告書等の記載内容に係る確認書の提出が義務化されることに伴い、上場制度において確認書の提出を求める規定が不要となることによる改正です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。 ・ 上場承認時の提出書類である「上場申請のための有価証券報告書」等の記載内容に係る確認書については、現行の取扱いどおりとします。
4. 上場規則の実効性の確保に係る対応 (1) 監理ポスト及び整理ポストの呼称の	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行、上場銘柄の「監理ポスト」への割当てについて、割当て事由の内容に基づき、以下のとおり呼称を変更するこ 	<p>※現行の「監理ポスト」及び「整理ポスト」制度の基本的な機能を変更するものではなく、投資者へ上場</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>求める必要性が高いと認めるときは、投資者へ注意喚起する観点から、本則市場及びQ-B o a r dとは市場表示を分離した、特設注意市場に指定することができるものとし ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特設注意市場に指定された上場会社は、指定から1年経過後速やかに内部管理体制等の状況について記載した書面（以下「内部管理体制確認書」という。）を提出するものと します。 ・内部管理体制確認書の内容等に照らして、特段の問題が認められない場合には、特設注意市場からの指定の解除を行うものと します（引き続き問題が認められる場合は、毎年、内部管理体制確認書を提出するものとし、本所において指定の解除に係る確認を行います。）。 ・特設注意市場への指定が継続している銘柄については、内部管理体制確認書の提出が3回目となる場合で、当該確認書の内容等に引き続き問題が認められるときは、上場廃止するものと します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内部管理体制確認書は、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」に準じた項目で構成するものと します。 ・指定の解除にあたっては、内部管理体制確認書の内容のほか、適時開示規則の遵守状況その他の事情を勘案することと します。
5. 売買単位の集約に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・新規上場の際（他の金融商品取引所に上場している銘柄及びグリーンシート銘柄が本所に上場する場合を除く。）には、単元株式数が100株であることを求めることと します。 ・上場会社が、単元株式数の設定又は変更の決議を行う場合には、単元株式数を100株とすることを求めることと します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月1日以後に行われる普通株式に係る新規上場申請から適用します。 ・平成20年4月1日以後に行われる普通株式に係る決議から適用します。

項 目	内 容	備 考
6. その他	・その他所要の改正を行うものとします。	

Ⅲ 実施時期（予定）

- ・平成20年4月を目途に実施します。

以 上